

女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」

当金庫では、女性職員が就業継続し、活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

記

1. 計画期間 平成28年4月1日～平成32年3月31日

2. 当庫の課題

両立支援制度は確立しており、それを利用した就業継続は可能であるが、キャリア形成の仕組みが構築できていない。

- ・両立支援制度の一環として短時間勤務制度があり、また残業時間の短縮に向けた取組みを進め、柔軟な働き方が出来るように取組んでいるが、女性のキャリア形成に導く取組みに弱いところがある。
- ・子育て中の女性職員は、家族の支援の有無に係らず時間的制約を抱えやすいが、現状では職場内での理解の浸透に努めているところである。
- ・育児休業は男性も取得可能であるが、これまで希望者はない。制度の周知に課題があると考えられる。

3. 定量的目標

- ・一般職から総合職へ転換させる女性職員を10人以上増加させる
- ・柔軟な働き方ができる職場環境を整えるため、管理職も含めた継続的な残業時間管理を徹底する
- ・男性が主だった部門・職種への女性の配置を促す(融資業務等の多様な職務経験)

4. 取組内容

女性職員が、仕事と家庭を両立しながらキャリア形成していける環境の構築

- 平成28年10月～ 女性職員に対する研修ニーズ把握のためのアンケート・ヒアリング等実施
- 平成29年 4月～ 総合職へのコース転換を目指す女性職員向けのセミナー、研修の実施
- 平成29年11月～ 職階等に応じた女性同士の交流機会の設定等によるネットワーク形成支援

以 上

本件に関するお問い合わせ
人事部 人事厚生課
電話:0796-23-1200(代表)